あ柔２号

施術所開設届出事項の変更届

　　　　 年 　月 　日

保健所長　　様

開設者

次のとおり開設届出事項の一部を変更しましたので，あん摩マツサ－ジ指圧師，はり師及びきゆう師等に関する法律第９条の２第１項又は柔道整復師法第１９条第１項の規定により届け出ます。

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 施設の名称 |  | 開設者  の氏名 | |  |
| 施設の所在地 | 〒  　 　(℡　　　　　　　　) | 開設者  の住所 | | 〒  (℡　　　　　　　　　) |
| あはき，  柔整の別 |  | 変更年月日 | | 年　 　月 　　日 |
| 変更の理由 |  | | | |
| 変更した事項 ※ | 変　　更　　前 | | 変　　更　　後 | |
|  | |  | |
| 備 考 |  | | | |

注）あん摩マツサ－ジ指圧師，はり師及びきゆう師等に関する法律第９条の２第１項又は柔道整復師法

第１９条第１項により届け出た内容に変更を生じたときに提出するものである。

※ あん摩マッサ－ジ指圧，はり，きゅうの業務に従事する者を変更した場合，新たに従事する者の氏名及び晴・盲の別を記入すること。

柔道整復の業務に従事する者を変更した場合，新たに従事する者の氏名を記入すること。

なお，開設場所の変更については，廃止届を提出した後，開設届を提出するものであること。

【添付書類】

１ 敷地，建物の構造設備及び用途の変更の場合，新旧が対照できる平面図

２　業務に従事する者を変更した場合，業務に従事する施術者の資格免許証の写し

【提示する書類】

(1)開設者が資格者であるときは本人確認書類（運転免許証等）の原本

(2)業務に従事する施術者の資格免許証及び本人確認書類（運転免許証等）の原本

※(2)については，原本に代えて開設者が原本証明した書類でも可。その場合，添付書類２は

「業務に従事する施術者の資格免許証の写し（開設者が原本証明したもの）」とすること。